

## 平成29年度 第3回郡上市国民健康保険運営協議会議事要旨

- 1 開催日時 平成30年1月16日(火)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 防災センター 研修室
- 3 出席者  
(出席委員) 小瀬美喜子、清水優子、小林小百合、杉下總吉、後藤忠雄、松田一雄、  
田島利明、上田謙市、野田勝彦、田中康久、小川昌敏  
(欠席委員) 蒲智美、清水正照  
(事務局) 見付嘉也、和田福夫、末松義人
- 4 傍聴者 0人
- 5 議題
  - (1) 国民健康保険の情勢について
    - ①仮係数による試算結果
    - ②法改正の概要(平成30年3月改正予定)
    - ③標準保険税率等モデルケース比較
  - (2) 国民健康保険税の賦課方式変更について(諮問)
    - ①賦課方式「4方式」から「3方式」へ変更
- 6 議事内容
  - (1) 国民健康保険の情勢について
    - ①仮係数による試算結果
      - ・平成30年度予算をベースとして、新制度を前提に追加公費1,500億円を反映させ、試算が行われた
      - ・保険税の急激な上昇を抑制するため、県は4段階の激変緩和措置を行う
      - ・仮係数による試算は国から「予算編成上の参考値」として示された係数を基に試算されたものであり、実際に市町村において賦課される保険税とは異なるものである
      - ・算定にあたっての主な条件として、医療費指数を反映する係数は $\alpha=1$ (医療費水準をすべて反映)とし、医療費の伸び率は3.19%と仮定し、平成30年度診療報酬改定は見込まない
      - ・納付金算定基礎額(県全体に必要な納付金額)は、歳入・歳出ともにプラス要因とマイナス要因を算出し差し引きをして算定され、医療分433億4千万円・支援分150億5千万円・介護分54億4千万円と試算
      - ・市の1人当たり保険料額は、平成29年度118,977円に対し平成30年度116,887円で増減額 $\Delta$ 2,090円、増減率 $\Delta$ 1.76%の試算結果であった
      - ・標準保険税率は、〈医療分〉所得割6.11%、均等割27,117円、平等割20,358円  
〈支援分〉所得割2.25%、均等割14,194円  
〈介護分〉所得割1.85%、均等割17,091円
      - ・確定係数での主な変更見込みとして、診療報酬及び介護報酬の改定の反映と暫定措置分(激変緩和用)を250億円から300億円へ変更
      - ・保険税水準の統一に向けた課題として、医療費水準、保険料算定方法、各市町村の取組みに関する課題があり、今後統一に向け検討していく予定である
      - ・県が定める国保運営方針の中に赤字解消又は削減に向けた取組みを定め、赤字解消に向けた取組みを具体的に進めるため、市町村の実態を踏まえ計画作成を行う

②法改正の概要(平成 30 年 3 月改正予定)

- ・平成 30 年 3 月末に法改正が行われ、課税限度額の引上げと軽減制度の拡充が行われる予定
- ・課税限度額の引上げは、医療分を 4 万円引上げ「58 万円」に改正され、限度額の合計額は「93 万円」となる予定
- ・軽減制度の拡充は、5 割軽減が国保加入者に乗ずる金額を「27 万円」から「27 万 5 千円」に、2 割軽減は国保加入者に乗ずる金額を「49 万円」から「50 万円」に引上げる予定

③標準保険税率等モデルケース比較

- ・次の①～⑫のモデルケース別に平成 29 年度課税、仮係数による標準保険税率課税、市 3 方式(案)による課税、市 4 方式(案)による課税を提示し検討

①試算モデル 40 代夫婦+こども 1 人 世帯所得 300 万円 固定資産 700 万円

②試算モデル 40 代夫婦+こども 1 人 世帯所得 300 万円 固定資産 0 万円

③試算モデル 40 代夫婦+こども 1 人 世帯所得 400 万円 固定資産 700 万円

④試算モデル 40 代夫婦+こども 1 人 世帯所得 400 万円 固定資産 0 万円

⑤試算モデル 40 代夫婦+こども 1 人 世帯所得 500 万円 固定資産 700 万円

⑥試算モデル 40 代夫婦+こども 1 人 世帯所得 500 万円 固定資産 0 万円

⑦試算モデル 20 代単身者 所得 200 万円 固定資産 0 万円

⑧試算モデル 20 代単身者 所得 300 万円 固定資産 0 万円

⑨試算モデル 70 代夫婦 年金収入 200 万円 固定資産 700 万円 \*5 割軽減

⑩試算モデル 70 代夫婦 年金収入 200 万円 固定資産 0 万円 \*5 割軽減

⑪試算モデル 70 代夫婦 年金収入 150 万円 固定資産 700 万円 \*7 割軽減

⑫試算モデル 70 代夫婦 年金収入 150 万円 固定資産 0 万円 \*7 割軽減

\*固定資産の仮定 <課税標準額 700 万円> 建物 130 ㎡(約 40 坪 建築経過年数 5 年)  
宅地 300 ㎡(約 90 坪 郊外)

- ・仮係数による標準保険税率課税には激変緩和措置として福祉医療波及分 1,900 万円が反映されており、市 3 方式(案)による課税及び市 4 方式(案)による課税には特定健診補助残分・基金繰入金として更に 2,400 万円を反映させたもの
- ・平成 29 年度課税の 1 人当り保険税は 111,323 円で、仮係数による標準保険税率課税での 1 人当り保険税は 106,728 円で、△4,595 円(平均値)

(2) 国民健康保険税の賦課方式変更について(諮問)

①賦課方式「4 方式」から「3 方式」へ変更

- ・標準保険税率等モデルケース比較の報告や資産割賦課の現状及び問題点等の報告を踏まえ賦課方式の変更について協議を行った
- ・委員から「税額が上がる被保険者に対し配慮が必要である」「標準保険税率と比べ市(案)では上昇幅が抑えられており、努力がみられる」「将来も継続的に維持できる保険制度として確立できるように」「国保加入者に対する制度変更の周知」等の意見があり、意見を集約した配慮事項を申し添え 3 方式への変更は妥当であるとの答申を行うこととした

閉会前のその他事項の説明で、第 2 期郡上市国民健康保険データヘルス計画及び第 3 期郡上市国民健康保険特定健康診査等実施計画(ともに平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間)を 3 月末までに策定し、今後はパブリックコメントを募集する予定あることを報告